

2022年9月26日

大阪市教育委員会
教育長 多田勝哉 様

大阪市学校園教職員組合
執行委員長 宮城 登



労働条件改善要求書

「小学校教員の採用倍率3年連続で過去最低を更新」(文科省9月9日)、「教員長時間労働なお
在校11時間21分『休憩ゼロ』54%連合総研調査」(朝日新聞9月8日)、「教員の働き方改革 長
時間勤務軽減が急務」(読売新聞9月14日)などと指摘される、教職員の勤務労働条件の悪化が
広く知られ、「教員不足」が社会的問題になっています。法政大学の児美川孝一郎教授は、「教職
が『ブラックだ』と見向きもされなくなり、次の担い手である教員志望者が減り、都道府県で教
員採用試験の倍率が1に近づく県も出てきている。」「現場が本当に崩壊するかもしれない」「その
予兆は既に現れている」と指摘しました。(朝日新聞8月1日)

「教員不足」の本質は、教育予算不足です。正規教職員を増やさず、臨時教職員の待遇改善も
行わず、国が教職員定数改善計画を止め、地方自治体の独自措置が不十分だった結果です。「教職
員の労働条件は、子どもの教育条件」との指摘に真剣に応えなかった責任は重大だと言わなけれ
ばなりません。教職員の労働条件改善は喫緊の課題です。

1. 「同一労働、同一賃金」を実現すること。
 - (1) 再任用教職員の賃金を大幅に引き上げること。一時金支給月数や生活関連手当を同様に支給すること。
 - (2) 講師の給料表を速やかに「2級」にすること。
 - (3) 会計年度任用職員の大幅賃上げを行うこと。
 - (4) 非常勤講師の給与を増額すること。授業時間単位ではなく、月額報酬にすること。
2. 長時間勤務を直ちに解消すること。
 - (1) 労働基準法は「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきもの」「この法律で定める労働条件の基準は最低のものである」とし、「使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて」「一日について八時間を超えて、労働させてはならない。」と規定している。教職員の勤務時間は「人たるに値する生活」が営めないものとなっており、労働時間の「最低基準」を守ること。
 - (2) 労働基準法37条を守り、勤務時間外の勤務に対して、割増賃金を支払うこと。
 - (3) 教職員にさらなる長時間勤務を強いる過労死促進制度ともいうべき「1年単位の変形労働時間制」を導入しないこと。
 - (4) 定数の決定、学級編制基準の決定が大阪市の権限となったもとの、他の先進国に比べ学級規模が大きいことが、日本の教職員の長時間労働の原因となっている状況をふまえ、教員1人当たりの授業時数の上限設定を行い長時間労働の軽減を図ること。教員増を行い、教員の労働過重の状況を改善すること。
 - (5) 2023(令和5)年度に改訂するとしている「学校園における働き方改革推進プラン」に具体的な業務削減を示すこと。

3. 定年引上げ、高齢層職員の処遇改善

- (1) 60歳前後の賃金水準を下げないこと。
- (2) 60歳前後の教職員・職員を定数外とすること。
- (3) 暫定再任用職員の処遇について一時金支給率を正規職員と同様にするとともに、フルタイム職員の賃金を改善すること。
- (4) 55歳昇給停止を廃止すること。
- (5) 高齢期職員の労働安全体制を抜本的に見直し、強化すること。
- (6) 「定年引上げ」による採用抑制を行わないこと。

4. 大阪市学校教育ICT・校務支援ICTについて

- (1) 学校園のICT教育担当者の負担を軽減すること。特に、新年度や新設導入時に、機器の整備、通信環境の改善、デジタル教科書・デジタル教材の整備などのICT教育に関わる業務は、教育委員会や学校運営センターの担当者の責任で行い、現場の教職員に業務負担が発生しないようにすること。全ての学校園の接続環境を改善すること。接続に不具合があった場合は、教育委員会、学校運営センターの責任で、直ちに改善を行うこと。
- (2) 「顔認証」など、校務支援パソコンの起動に相当な時間がかかり、日常業務に支障をきたしている学校園が未だ存在している。直ちに改善すること。
- (3) 業務上、教室と職員室への移動を伴う「校務支援パソコン」の破損を防ぐため、全教職員に「ノートパソコン用カバー（PCケース）」を配布すること。
- (4) 「学習系」・「校務系」間のデータ移動方法について全ての教職員に周知し、作業時間の短縮を図ること。
- (5) 「2次展開」で「教材作成用パソコン」からのデータの取り出しが不可能になった。「教材作成用パソコン」に代わる、「独立型（スタンド・アローン）」のパソコンを全学校園に配布すること。
- (6) 1人1台端末で行う「オンライン学習」について、ソフトの起動が遅く操作が複雑な機種の使用をやめ、起動がスムーズで操作が容易なものに切り換えること。
- (7) 「教職員が子どもたちに関わる時間」を確保するため、ICT教育に関わる業務のいっそうの軽減をすること。

5. 部活動にかかわる諸条件の改善について

- (1) 現行の教員特殊業務手当を大幅に増額すること。また、交通費は全額支給し、顧問が自費を払わないで済むようにすること。
- (2) 部活動は教育課程外の活動であり、強制できるものではないことを、学校内、保護者にも周知・徹底すること。
- (3) 部活動は勤務時間内に行わなければならないことを周知・徹底すること。
- (4) 長時間勤務の改善に向け協議を行うこと。教職員の疲労対策について、具体的施策を実施すること。

6. 新採用、青年教職員の労働条件について

- (1) 45分間の休憩時間を取らせること。
- (2) 子育て世代の教職員は持ち帰り仕事が多く、見えない超過勤務がある。
 - ① その超過勤務を解消すること。
 - ② 超過勤務により体調を崩し生理不順等で妊娠しにくくなったり、妊娠・出産における疾患が

- 多くなっている。生理休暇が取りやすいように時間単位で取得できるようにすること。
- (3) 新採用のメンタルヘルス対策を強化し、青年教職員の実態に基づいて強化し、1年目終了までに退職する事例をなくすこと。

7. 青年教職員の賃金・労働条件について

- (1) 初任給を大幅に引き上げること。初任給の増額に伴って、賃金を引き上げていき、昇給停止を無くすこと。
- (2) 人事評価制度の評価において、指標の数値化を強要するなどして、新採用・若年を理由とする低い評価を行わないこと。青年教職員の心理的ストレスを高めている「授業アンケート」「体罰・暴力暴言アンケート」を直ちに廃止すること。
- (3) パワーハラスメントを根絶すること。
- (4) 多忙化の原因となっている、さまざまなアンケートをなくすこと。
- (5) 青年教職員に対する人権侵害や権利侵害をなくすこと。
- (6) 青年教職員が「オンライン学習」の導入をはじめ、ICT機器の準備などの業務を任されている現状があり、業務軽減、負担軽減を行うこと。
- (7) 青年講師教職員が特別支援学級や少人数学習、専科などの穴埋めに配置され、一人の教員にいろいろな仕事内容が詰め込まれている現状がある。そのために長時間労働が悪化したり、板ばさみになってストレスを抱えたりしている。明らかに超過勤務になったり、多重の責任が降りかかったりするような働き方を改善すること。

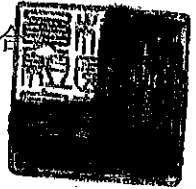
8. 研修について

- (1) 教育公務員特例法改正による、研修履歴の「記録」と「受講奨励」による管理統制強化を行わないこと。
- (2) 文部科学省は、「初任者研修の弾力的実施について」を通知し、各地の「見直す動き」も報じられた。大阪市教育委員会も文部科学省の通知に基づき初任者研修を減らすこと。
- (3) 「初任者研修」や「中堅研修」などの「教育公務員特例法」上の法定研修が「オンライン研修」で行われる場合は、その内容を精査し、1回の研修が短時間で終わるようにすること。
- (4) 担当する教員に負担を強いている「メンター制度」は直ちに廃止すること。また、勤務時間外に設定されている研修は、直ちにやめること。
- (5) 長時間勤務の原因となっている、校内研究授業を減らすこと。研究授業の準備、研究協議は勤務時間内に行うこと。

大阪市教育委員会
教育長 多田勝哉 様

2022年9月26日

大阪市学校園教職員組合
執行委員長 官城 登
女性部長 図書 知子



要 求 書

私たち女性教職員は、命を生み出し、命を守り育てたいと願ってきました。そして、私たちは、男女平等、人間らしく生き続ける社会をめざし、保護者・地域の皆さんと力を合わせて、子どもたちの笑顔輝く学校園にしたいと日々様々な取り組みを進めています。今、学校園には若い女性教職員が増え、妊娠・出産を望む者も増えています。しかし、深刻な長時間労働が進行する中、病欠、若年退職者も増えています。また、何らかの疾病を抱え通院・投薬をしながら働いている者も少なくありません。

教職員の健康実態を把握し、安心して妊娠・出産ができるよう、また、定年まで元気で働き続けることができるよう女性教職員を励ます施策をすすめていただきたく下記の要求をします。貴委員会として十分検討され、各事項についてすみやかに解決をはかれるよう要求します。

記

1. 大阪市への事務権限移譲に伴い、後退した勤務労働条件を府並みに戻すこと
 - (1) 生理休暇は、年間の回数制限を設けないこと。
 - (2) 短期介護休暇は『2週間以上にわたり、生活に支障がある者』という取得条件を無くすこと。
 - (3) 介護休暇は、同居の条件を設けないこと
 - (4) 育児部分休業は、府に準じて15分単位にすること。
 - (5) 介護欠勤は、同居親族の条件を設けないこと。

2. 妊娠・出産にともなう労働条件について
 - (1) 産休期間は、本人申請を厳守して、運用を認めること。
 - (2) 産休、育休代替教職員を期日までに必ず配置すること。
 - (3) 児童生徒一人ひとりをきめ細かく指導できるよう、産休前後の引き継ぎを完全に保障すること。
 - (4) 妊娠障害休暇を14日認めること。
 - (5) 妊娠・出産にかかわる権利をはじめ、女性が働き続けるための母性保護権利の全てを快く行使できるよう管理職への指導を徹底すること。
 - (6) 妊娠・出産にかかわる1か月未満の病気休暇の場合にも、代替者を配置すること。
 - (7) 妊娠中の体育実技・負担軽減措置について
 - ・妊娠判明時（本人申請）から非常勤講師を必ず配置すること。
 - ・制度があるのに講師が配置されないため、妊産婦は大きな危険にさらされている。

早急に解決を図ること。

(8) 感染症の防止の観点から、妊娠中の女性教職員に対する特別休暇を創設すること

(9) 不妊治療・不育治療について

- ・不妊治療の日数に制限を設けないこと。
- ・不育症治療のための休暇を創設すること。

3. 育児休業制度について

(1) 育児休業については、選択制・現場復帰を確実に保障すること。

(2) 育児休業制度の有給化を国に働きかけること。

4. その他

(1) セクハラ・マタハラなど、女性教職員への人権・労働権の侵害防止・救済について措置をすること。

2022年9月26日
大阪市学校園教職員組合
女性部長 図書知子

資 料 請 求

以下の資料を求めます。

1. 2021年度末 女性退職者数
2. 2021年度 病気休職者数
3. 2021年度 産休・育休取得者数
4. 2021年度 水泳指導中の事故件数と内容
5. 2021年度 女性教職員定期健康診断受診者数、及び有所見者数
7. 2021年度 セクハラ・マタハラ相談件数
8. 2021年度 妊娠中の負担軽減措置を申請した人数
10. 2021年度 妊娠中の負担軽減のための非常勤講師が申請期日に配置されなかった件数
11. 2021年度 産休講師が申請期日に配置されなかった件数
12. 2021年度 現職死者数
13. 2021年度 7日以上の妊娠障害による休暇を取得した人数

2022年9月26日

大阪市教育委員会
教育長 多田勝哉 様

大阪市学校園教職員組合
執行委員長 宮城 登
栄養教職員部長 城 寿美香

要 求 書

大阪市が、教育としての学校給食の内容を向上させること、食教育を充実させることは、栄養教諭・学校栄養職員の職務内容に直結する教育施策です。

学校現場に配置されている栄養教諭・学校栄養職員の勤務労働条件を改善するため、栄養教職員部との協議を行うこと、下記の事項について誠意ある対応を行うことを要求します。

記

1. 学校給食および食教育の充実について

- (1) 学校給食は教育の一環であることから、学校給食事業については自校直営方式で実施すること。調理業務についても民間委託を行わず、教育行政としての責任を果たすこと。
- (2) 民間委託事業については、給食水準が低下することのないよう検証を行うこと。
- (3) 学校給食費を無償にすること。
- (4) 米飯には、国産の新米を使用すること。炊き込み・混ぜご飯献立が全ての学校で実施できるよう、自校炊飯校を拡充すること。
- (5) 学校給食を「生きた教材」とするための施策として、地場産食材を使用すること。
- (6) 安全・安心の学校給食を実施するため、放射性物質・残留農薬・食品添加物・細菌・遺伝子組み換え食品に対する検査体制を強化すること。
- (7) 使用食材の生産地・流通経路・アレルギーについて、情報提供を行うこと。
- (8) 食材の購入については、学校給食協会による一括購入を見直すこと。献立の実施については、現行の5ブロックを細分化すること。
- (9) パンについては、業者による味・品質の差を改善すること。また、めん・いも・米の副食と組み合わせるパンについて、種類や量を見直すこと。
- (10) 食器の種類・材質について見直すこと。現在の3つ切り皿については、持って食べることができる形状に改善すること。中学校の食器については、配膳量に見合った大きさに改善すること。
- (11) ポリカーボネート製食器具の溶出検査を実施し、安全性を明確にすること。
- (12) 個別対応給食の拡充および「代替食」を実施し、食物アレルギーや摂食障害のある児童生徒にも学校給食を提供すること。そのために必要な施設設備・定員等の措置を行うこと。
- (13) 個別対応給食の提供にあたっては、中学校給食で使用している容器を小学校にも支給し、安全安心な個別対応給食が実施できるようにすること。
- (14) 食物アレルギー個別対応についての研修は、学校全体で行うことを周知徹底し、児童生徒が安全に学校生活を送ることができるようにすること。

2. 職務内容の確立および労働条件の改善について

- (1) 栄養教諭・学校栄養職員の職務内容が教職員に正しく理解されるよう、管理職を指導すること。また、中学校に配置されている栄養教諭・学校栄養職員の職務内容を明確にすること。

【】

- (2) 学校給食を実施している全ての小中学校に、栄養教諭・学校栄養職員を計画的に配置すること。
- (3) 全校配置されていない現状を考慮し、栄養教諭の再任用は定数外とすること。
- (4) 未配置校における栄養教育推進事業については、繁忙化している行政区の実態を把握し、業務の負担を軽減すること。中学校における栄養教育推進事業については、指導資料提供の範囲とすること。
- (5) 献立作成・教材作成・栄養相談に必要な「栄養管理室」を設置し、業務の効率化をはかること。
- (6) 民間委託業者に対する「給食調理・衛生管理マニュアル」等の研修は、契約者である市教委の責任で行い、民間委託校に勤務する栄養教諭・学校栄養職員の負担を軽減すること。
- (7) 人事異動については、新規採用4年目を含めて本人の希望を尊重し、通勤の負担を軽減すること。
- (8) 白衣・作業衣等は、学校現場の意見を反映させたものに改善すること。給食帽については、マスクが外から着用できる形状に改善すること。
- (9) 栄養教諭・学校栄養職員対象の研修は、希望者が全員受講できるように企画し、研修の機会を保障すること。内容については、参加者の意見を反映させ、充実をはかること。

以上

【】

2022年9月26日

資料請求

大阪市学校園教職員組合

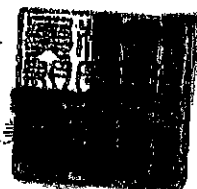
栄養教職員部

- 自校炊飯およびドライシステム実施校の一覧表
- ポリカーボネート製食器具のビスフェノールA溶出検査結果
- 食物アレルギー疾患や嚥下咀嚼困難等で、学校給食において個別対応が必要な児童の実態
(相談件数と内容)
- 食物アレルギー個別対応給食の実施報告状況
- 栄養教育推進事業の各区における実施状況および評価
- 給食調理業務の民間委託事業の実施校と受託業者の一覧表
- 「食の指導への対応加配」の配置校一覧表
- 定数内学校栄養職員数および臨時的任用学校栄養職員数
- 中学校給食実施における親校子校の一覧表

2022年9月26日

大阪市教育委員会
教育長 多田 勝哉 様

大阪市学校園教職員組合
執行委員長 宮城 登
事務職員部長 松宮 久美



2022年度要求書

賃金・労働条件の改善、定員増、児童生徒へのゆきとどいた教育を保障するため、下記の要求に誠意を持って回答するよう求めます。

記

1. 賃金改善要求

- ① すべての学校事務職員、臨時的任用職員・任期付任用職員の賃金を大幅に改善すること。
- ② 再任用学校事務職員の期末勤勉手当の支給率を本務職員と同等にすること。また、扶養手当・住居手当を支給すること。

2. 勤務労働条件改善要求

- ① 学校事務職員が産・育休や介護休暇、病気休暇を取得する時期・復帰する時期に、2日の引継ぎ日を設けること。
- ② 学校事務職員の休暇制度を教育職員と同様の制度とすること。
- ③ 昇格制度の基準を明らかにし、公正な選考を実施すること。
- ④ 「パワーハラスメント」防止措置を講じ使用者責任を果たすこと。
- ⑤ 年度当初・年度途中で欠員が生じた場合は、直ちに事務職員を配置すること。
- ⑥ 「共同学校事務室」の問題点をあきらかにして、勤務労働条件に及ぶ事項について交渉を行うこと。
- ⑦ 「学校財務会計システム」「教職員人事・給与システム」等の煩雑化・多忙化を解消すること。また、「教職員人事給与システム」のマニュアルを整備して、勤務時間の短縮を行うこと。
- ⑧ 「学校事務職員の役割と標準職務」の押し付けを行わないこと。
- ⑨ 「共同学校事務室の段階的实施について」等による業務増加について軽減措置を講じること。事務主任が行っている第一次評価者の補佐業務は、直ちに廃止すること。
- ⑩ 校費事務の事業コードを整理し、事務処理を簡素化すること。
- ⑪ 就学援助事務を簡素化すること。特に徴収金への充当による現金運搬をなくすこと。また、事務量増加に見合った事務職員を大阪市独自で増員すること。中学校・小学校への複数配置、幼稚園・夜間中学校にも事務職員を配置すること。また、短時間再任用の配置基準を明らかにすること。
- ⑫ 公会計化された「学校給食費」については市教委の責任においてすべての事務を行うこと。学校給食費を完全無償化すること、「学校給食費の未納について」は市教委が直接対応すること。
- ⑬ 就学援助加配・大規模校加配の配置基準を切り下げないこと。また、市教委の権限と責任において、学校事務職員の配置基準を明らかにすること。
- ⑭ 市教委の責任において事務室の執務環境を整備すること。
- ⑮ 新採研修の短縮ならびに時期の変更を行うこと。
- ⑯ 制度変更や業務内容の変更が生じた場合、市教委の責任において説明会を開催し、マニュアルを整備すること。
- ⑰ 学校運営支援センターの人員不足やシステムの不備等が学校事務に影響を与えないよう、学校運営支援センターの人員を増員すること。
- ⑱ 再任用短時間（義務制）の学校事務職員にも定期健康診断を実施すること。

資料請求（事務職員部）

1. 2022年度の学校事務職員3級主務の受験合格状況について

- ①受験該当者数
- ②受験者数
- ③合格者数と合格率
- ④合格者のうち

31～35歳までの人数

36～40歳までの人数

41～45歳までの人数

46～50歳までの人数

51歳以上の人数

2. 学校事務職員について

- ①2022年4月1日現在の学校事務職員定数と定数内臨時的任用職員・再任用フルタイム職員・再任用短時間職員の人数
- ②2022年1月～12月の間で、時間外勤務実績が月80時間を超えている人数・月60～80時間の人数・月40～60時間の人数・月20～40時間の人数。

2022年9月26日

大阪市教育委員会
教育長 多田勝哉 様

大阪市学校園教職員組合

執行委員長 宮城 登
障害児教育部長 山林 哲



要 求 書

特別支援教育に関わる教職員の勤務労働条件を改善するため、障害児教育部との協議を行うこと、下記の事項について誠意ある対応を行うことを要求します。

記

1. 文部科学省「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」（令和4年4月27日）ならびに、貴教育委員会による「障がいのある子どもの就学及び自立活動に関する研修」により、「従来通りに特別支援学級が設置されるのか」「急な学習内容の見直しは、保護者の理解が得られない」「学級減となつては、学校全体で行ってきたこれまでの指導・支援に支障をきたす」など、不安の声が寄せられている。障害のある子どもたちの成長・発達場の保障と、障害児教育に関わる教職員の労働条件改善のため、以下のことを求める。
 - (1) 特別支援学級に在籍する子どもとその保護者に対し、学びの場の変更（特別支援学級からの退級）を強く迫るなど、特別な支援や教育の必要を感じ特別支援学級に入級した子どもや保護者に不安を抱かせることのないよう強く求める。
 - (2) これまで大阪市教委は「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を標榜し、障害のある子どもたちへの特別支援学級での実践を疎かにしてきた経緯がある。通知を受けた方向性の変更があるならば、これまでの経緯と変更の理由について説明を求める。また、「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育により、実践研究や人事面において障害児教育実践の蓄積が大きく阻まれてきたことを追及し、子ども、保護者や学校現場に混乱が起きないような形で、子どもの発達に応じた障害児学級（特別支援学級）での実践の充実を、市教委として進めることを求める。
 - (3) 今回の教育課程編制に関する大幅な変更にあたり、各校の特別支援学級の設置に急激な変更が起きることのないよう、必要な措置を講じることを求める。
 - (4) 市教委としての保護者向けの説明会や、相談窓口を設置すること。

2. 特別支援学級在籍児童・生徒、障害の実態や種別にみあった学級設置及び教職員配置を行うこと
 - (1) 障害種別による学級設置と規定の学級定数を遵守すること
 - (2) 学校からの申請に基づき、障害種別での在籍が1人の場合も、その種別での学級設置を行うこと。
 - (3) 特別支援学級の1学級の定数を8名から6名に引き下げる等、大阪市独自基準を策定すること。
3. 特別支援教育に関わる特別な困難を抱えた学校への教職員加配を行うこと。
 - (ア) 特別支援学級への20人以上の在籍
 - (イ) 医療的ケア児が複数在籍
 - (ウ) 障害が重複している児童が在籍
4. 通級指導教室担当者の多忙な勤務実態を把握し、労働条件を改善すること。
5. 通級指導教室を全校設置するなど、他校通級への対応等による勤務負担を軽減すること。
6. 特別な支援を必要とする児童の増加を鑑み、特別支援教育サポーターを増員すること。
7. 重度の障害を持つ子どもたちにも教育を保障するインクルーシブ教育を実現するため、医療的ケア児の教育保障を市の責任で行うこと。
8. 看護師、発達相談員、心理判定員、機能訓練士、言語聴覚士などの専門職員を必要に応じて配置すること。
9. 通常学級において、特別支援学級在籍児童を含めた人数が定数(35人、40人)を超えることがないように、適切な措置をとること。
10. 特別支援学級在籍児童の特別支援学校への転校にあたっての、教職員の実務負担を軽減すること。
11. 特別支援学級担任の妊娠判明時(本人申請時)には、当該教職員の業務を軽減すること。
12. 障害児に関わる教職員の特別健康診断において、頸肩腕症や腰痛で要観察以上の診断が出された教職員の業務を軽減すること。
13. 心理的負担が大きくストレスの高い状態が続く医療的ケア担当教職員に対し、休憩時間を必ず確保すること。
14. 特別支援教育に関わる教職員が、給食の加工・調理(ミキサー、きざみ、つぶし等の作業)等の二次調理をするような事のないよう、業務環境改善をはかること。これらは、大阪市の責任で適切な実施を行なうこと。
15. 特別支援教育サポーターの賃金・労働条件の改善を行うこと。
16. 特別支援教育コーディネーターの相談業務等による超過勤務実態を改善する事。

2022年9月26日

大阪市学校園教職員組合 障害児教育部

資料請求

○特別支援学級等の設置数、児童・生徒数、教員数等について

1. 2022年度の特別支援学級設置数、特別支援学級に関わる加配教員数、在籍児童・生徒数
2. 2022年度の通級指導教室設置数、設置校数、指導を受ける児童・生徒数
3. 2023年度の特別支援学級設置見込み数、特別支援学級に関わる加配教員見込み数、在籍児童・生徒見込み数
4. 2023年度の通級指導教室設置見込み数
5. 特別支援学級に20人以上が在籍する学校数

○特別支援学級担任の配置状況等について

6. 特別支援学級担任の病気休暇・病気休職取得者の人数と割合
7. 特別支援教育に関わる臨時的任用教員の人数と割合
8. 本年度で3年以上継続して特別支援学級を担任している教員の人数と割合

○特別支援教育サポーター等について

9. 特別支援教育サポーターの配置数ならびに次年度配置計画
10. インクルーシブ教育推進スタッフの配置人数、次年度以降の配置計画

○医療的ケアの必要な児童・生徒への支援、個別対応給食（障害児食）等について

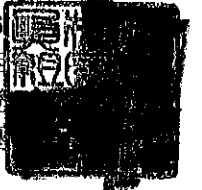
11. 医療的ケア児が在籍する学校数、児童・生徒数
12. 医療的ケア児が複数在籍する学校数
13. 医療的ケア児に対する、看護師の配置状況、次年度の配置計画
14. 医療的ケア児に対する、看護師の常時配置校数
15. 個別対応給食（障害児食）を必要とする児童・生徒数、実施児童・生徒数
16. 中学校給食で個別対応給食（障害児食）を必要とする児童・生徒への対応形態

○その他

17. 特別支援学級在籍者を含めると、35人、40人の定数を超える通常学級の数
18. 特別支援学校と通常学校間で転校をした児童・生徒数と、障害種別の内訳

大阪市教育委員会
教育長 多田 勝哉 様

2022年9月26日
大阪市学校園教職員組合
執行委員長 宮城 登
幼稚園部長 河本 優



要 求 書

少子化対策や子育て支援の重要性が叫ばれている今日、自治体が責任をもって就学前教育をしていくためには、地域の公立幼稚園が必要です。

幼稚園に勤務する教職員は、長時間過密労働等により、深刻な労働実態のもとでも、幼児教育の充実のため、保護者、地域の方々と力を合わせて奮闘しています。

一人一人の教師がゆとりをもって子どもたちと接することができるよう労働条件の改善等を下記のとおり要求します。

記

1. 今まで通り豊かな就学前教育を行うため、大阪市立幼稚園を存続し、新たな市立幼稚園民営化計画を撤廃すること。
2. ゆきとどいた教育をするために
 - ① 市政改革プランにある市立幼稚園民営化計画を撤廃し、全園の25人学級を早期に実現すること。当面、学級定数を厳守し、抽選なしで希望する幼稚園に全員が入園できるように教育条件を整備すること。
 - ② 希望するすべての3歳児が保育を受けられるよう、全園3歳児保育を早期に実施し、定数を超えた場合は抽選でなく、複数学級とすること。
3. 生き生きと安心して働ける職場を
 - ① 幼稚園での休憩時間を保障すること。
 - ② 幼稚園ではすべての施設設備が幼児主体で、机、椅子、水道の高さなども低いため、腰痛等の原因にもなっている。腰痛の発症を予防するため、大人用の高さの手洗い場を設置するなどの措置を講ずること。実態を調査し、労働安全衛生上好ましい、環境を整えること。
 - ③ 職員用男女別トイレの設置、洋式トイレの設置、更衣室の設置等、職員が働く場としての最低限の設備を整えること。
 - ④ プール遊びの指導が、教職員の健康を破壊する要因になっている。幼稚園では、プール遊びの間ずっと養護教諭が一人でプールサイドに立ち水質管理や見守りをしていることが大半である。一人の負担にならないように交代で見守りなどし、労働条件の悪化につながらないように条件整備を行うこと。
 - ⑤ プールに浄化設備がない幼稚園は、毎日、水を入れ替えなければならない。プール遊びを実施するためには、毎朝早朝勤務し、プール掃除と水の入替えを行わなければ

- ならず、労働過重となってしまうので、改善すること。プール掃除のため早朝出勤する場合でも、勤務時間を変更していない実態も多々ある。職員が勤務時間の割振り変更等を行うよう、管理職に働きかけ、職員にも周知し、その為の体制を整えること。
- ⑥ 園庭の野菜や草花などを保育に適した状態に保つための水やりや飼育動物の世話等のための休日出勤は労働過重である。勤務時間の割り振り変更を認めること。
 - ⑦ 大阪市立幼稚園は特別支援を要する幼児を多く保育している。実態に即した指導をするためには、現在の労働条件の下では教職員や在園児に多大な負担がかかっているのを改善してほしい。全園に配置された特別支援担当の講師は保育終了後預かり保育の指導員として勤務するため休憩時間も取れず労働過重となっているので改善すること。また、年度途中であっても必要に応じて人員配置をすること。少なくとも、介助アルバイトの時間増を行うこと。
 - ⑧ 大阪市立幼稚園では、正規採用の教員が減り続け、臨時講師が増えている。その臨時講師も、昔から勤務し続けている臨時講師が少なくなり、大阪市立幼稚園が積み重ねてきた豊かな幼児教育の実践が伝わりにくくなっている。そのため、行事や事務の分担等においても正規教員の負担が増えている。正規教員の採用を増やすこと。
 - ⑨ 育休・産休等で欠員が生じた場合、速やかに臨時講師を配置すること。
 - ⑩ 幼稚園教職員の勤務労働条件を、管理職が責任をもって説明すること。休憩時間の取得や退勤時刻を守ること等について教職員に働きかけ、抜本的に業務負担を軽減する対策を講じること。特に育児短時間勤務をしている職員には、退勤時刻を守れるよう、職務の軽減等の措置をとるように働きかけること。
 - ⑪ 育児短時間勤務を取得する主任が増えている。講師は1人ついていますが、保育中は保育の補助等に行かなければならないことが多く、主任業務を行う時間の確保が難しい。円滑な園運営の為にも、主任業務の補佐をする人員を配置すること。
 - ⑫ 義務教育等教員特別手当を幼稚園教員にも全額支給すること。
 - ⑬ 学級定数プラス1名の実働教員を配置すること。
 - ⑭ 事業担当主事が1名しか配置されていないため、園内の清掃や地域への配布物等教員が分担して行わなければならない労働過重となっている。人員を配置すること。
 - ⑮ 幼稚園の再任用教員の短時間勤務制度を認めること。
 - ⑯ 人事評価制度の評価について、幼稚園現場は教職員の人数が少ないため、評価対象も限られている。その中での評価は、園長の主観に左右されかねない。そして、その評価が教職員の給料、ボーナス、ひいては生涯賃金に影響していることを理解していない管理職もいる。正当な評価をするよう管理職に指導すること。また、管理職の評価に対するチェック機関をつくること。
 - ⑰ 大学院休業制度や長期研修休業制度を利用する教職員に対して、手当や共済掛金免除等の経済的援助を行うこと。
 - ⑱ 新型コロナウイルス感染症に関して、幼稚園児は、マスクや手指消毒の徹底、密にならない行動等が難しい。その為より丁寧な対応が必要となり、職員の負担となっている。感染症対策は、幼稚園の子どもたちの実態に即して考えること。
 - ⑲ 主任業務の負担が増えている。主任の負担を軽減できるよう、主任の補佐をする人員を配置すること。また、主任を任命するにあたっては、本人の意向を尊重すること。

資料請求

2022年9月26日

大阪市学校園教職員組合 幼稚園部

1. 休憩時間の取得状況

2022年9月26日

大阪市教育委員会
教育長 多田勝哉 様

大阪市学校園教職
執行委員長 宮
養護教職員部長 荒木



労働条件改善要求書

幼児・児童・生徒の健康を保障し、養護教職員の労働条件改善を進めるために、すみやかに下記事項の措置を講じられますように強く要求します。

記

1. 養護教諭の複数配置について

- ① 養護教諭の複数配置拡大を市独自の予算で行うこと。
- ② 心身の健康への適切な対応を行うための加配についての趣旨を改めて確認し適切に配置すること。

2. 宿泊を伴う学校行事に関する労働について

- ① 泊を伴う行事の引率については養護教職員の健康を破壊する要因になっている。労働条件の悪化につながらないように条件整備を行うこと。
- ② 引率後の勤務の割振りは勤務実態に見合った取り方ができるように周知徹底すること。夜間勤務手当についても周知徹底すること。
- ③ 養護教諭の引率が困難な場合や医療的な配慮やケアが必要な児童が参加する場合で学校から看護師の引率を求める場合は直ちに手配すること。

3. 定期健康診断に関する労働について

- ① 医師の行方検診に介助者を派遣すること。
- ② 検診に使用した器具の業者委託消毒もしくは検診介助者等での労働過重の解消措置をすること。
- ③ 定期健康診断である心臓2次検診の土曜日実施についての勤務を命じないこと。

4. 就学時健康診断に関する労働について

就学時健康診断の実施にあたっては、大阪市教育委員会の責任において実施し、小学校の教職員に業務を押し付けないこと。

5. 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する業務について

スポーツ振興センターにかかわる事務については、給付金の取扱等、養護教職員に労働負担が一方的にかかっている現状をふまえ、請求時の手続きのみとし、給付金支給に関しては学校側に関与させないこと。

6. 学校医療券に関する業務について

医療費援助事務についても、養護教職員に一方的に労働負担がかかっている。医療機関・保護者・大阪市教育委員会、この三者との調整・書類の作成で、養護教職員の本来の業務に支障が生じ、長時間勤務をせざるを得ない。学校医療券は行政の業務であることを明確にし、学校を介さず発行できるものとする。

7. 保健室の施設設備等に関する労働条件について

保健室が保健室施設設備の標準仕様に満たない場合は改善すること。

8. 養護教職員の健康保障について

引き続き、妊娠が判明した養護教職員の負担軽減措置をなくさないこと。および速やかに軽減措置を行うこと。また、育時短時間勤務の養護教諭への養護助教諭配置をなくさないこと。

9. 再任用養護教職員の短時間勤務を認めること

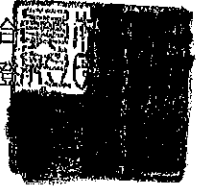
資料請求

- ① 宿泊行事時に看護師が同行した件数とその派遣内訳（インクルーシブ巡回看護師、民間等）
- ② 養護助教諭の預け加配、その運用の方法について説明。
今後、区内に一人配置は可能になるのか。
- ③ 就学時健康診断、今後教育委員会主体で実施していくための具体的方策について説明。

2022年9月26日

大阪市教育委員会
教育長 多田 勝哉 様

大阪市学校園教職員組合
執行委員長 宮城 登



要 求 書

いま、臨時教職員の大きな問題は、非正規教職員（常勤講師、期限付き講師・会計年度任用職員など）と正規教職員（教諭・常勤職員）との賃金の格差です。

大阪市では講師は1級、教諭は2級の給料表が長年使用されています。しかし、学年主任や校務分掌での主任など責任のある仕事を任されるなど、学校現場では講師と教諭の仕事を区別していません。1級と2級の給料表の違いにより、月額2万円以上の賃金格差がある現在の給与制度は、厚生労働省が民間企業に対して推進をしている「同一労働同一賃金」の考え方に違反しています。現に東京都や愛知県など全国で、講師と正規の給料表を同じにする制度が広がっています。大阪市でも講師の給料表を正規と同じ2級とするなど、非正規教職員の賃金制度改善を要求します。

1. 選考制度・採用制度の改善を行うこと

(1) 新規採用教職員を大幅に増やし、異常に多くなっている定数内講師を減らすこと。

(2) 大阪市での講師経験が優遇されるように教員採用選考テストでの優遇措置を取ること。

大阪市立の学校園において、通算5年以上在職経験がある臨時講師は、「教職大学院推薦特別選考特例」や「大阪市教師養成講座修了者特例」と同等の扱いとし、1次試験のすべてを免除し、2次試験からの選考とすること。

大阪市立の学校園において10年以上の教職経験を有し、学年主任・特別支援学級主任（特別支援教育コーディネータ）などの経歴のある有能な講師の教員採用試験は2次面接試験のみにするなど、特別採用枠での採用を行うこと。

(3) 2021年度（令和3年度）採用の教員採用試験で廃止された「前年度1次合格者特例」を再度、導入すること。また「前年度1次合格者特例」の1次試験免除の期間を「2年間」とすること。

(4) 講師受験者の選考試験日については学期末の繁忙期を避けて、夏季休業中（7月21日～8月24日）の平日も含めた期間に実施すること。

(5) 新型コロナウイルス罹患者について、筆答試験の別室対応、オンラインによる面接試験など、特別な措置を講ずること。

(6) 採用内定者研修を中止すること。実施にあたっては、参加する現職講師に参加義務を課さないこと。

(7) 大阪市立の学校園に勤務する現職講師が次年度の採用試験に合格したときの「雇入れ時胸部エックス線検査」の負担を軽減すること。現職講師向けに1月に定期健康診断を実施すること。

2. 臨時教職員の労働条件等の改善を行うこと。

(1) 病気休暇代替等の臨時教職員の雇用期間は引き継ぎ期間を設け、空白期間を作らないこと。

(2) 臨時教職員の採用内定を年度内に示し、雇用不安を取り取り除くこと。

(3) 臨時教職員の配置校については、通勤時間の負担軽減など本人の希望を尊重すること。

(4) 臨時教職員の採用発令については、着任後速やかに学校から本人に渡すこと。

(5) 臨時教職員の雇用契約に際しては、雇用期間、労働条件等を明示した文書を雇用契約前に示

し、学校長が説明責任を果たすよう徹底すること。

- (6) 臨時教職員に対して、雇用条件に定められた勤務条件以外の不当な勤務を強要したり、あらゆるハラスメント（セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなど）を行ったりしないこと。

3. 賃金・待遇改善を行うこと。

- (1) 常勤講師の賃金・一時金については、正規職員と同じ「2級」給料表に引き上げること。
- (2) 臨時教職員の諸手当の請求手続きを速やかに行うように周知徹底し、諸手当を確実に支給できるようにすること。特に健康保険証については、4月に、新たに任用された臨時教職員の場合、医療受診がすぐにできずに困っている実態があるので、内示日に健康保険証発行手続きを速やかに行うよう徹底すること。遅くとも4月末までに本人に交付できるよう全力を注ぐこと。
- (3) 非常勤講師の給料を月額支給に戻し、給料単価を大幅に増額すること。また、扶養手当・地域手当・住居手当等の諸手当を支給すること。
- (4) 非常勤講師の待遇改善を以下の通り行うこと。
 - ①勤務校の都合による授業計画の変更にもなう、授業時間の振替の連絡を前日までに必ず行うこと。
 - ②授業時間の変更により、兼務の学校と重なるなど、勤務できない場合は、勤務可能な時間帯に振替をすること。それができない場合はその賃金の保障をすること。
- (5) 雇用されている常勤講師・非常勤講師が、正規採用にかかわる選考試験を平日などの勤務日に受ける場合については、職免扱いとすること。
- (6) 長期臨時教職員が大阪市に正規職員として採用された時に、大阪府への採用された場合と比べて生涯賃金の不利益が生じる「主務教諭制度」を早急に廃止すること。

4. 再任用教職員の賃金や労働条件を改善すること。

- (1) 再任用教職員の処遇について一時金支給率を正規教職員と同様にするとともに、フルタイム教職員の賃金を改善すること。
- (2) 再任用教職員の配置については本人の希望を尊重すること。
- (3) 採用時の勤務条件としてフルタイム勤務を強要しないこと。
- (4) 再任用教職員に扶養手当・住居手当を支給すること。

5. 会計年度任用職員の待遇を改善すること。

- (1) 会計年度任用職員の雇用契約に際しては、雇用期間、労働条件等を明示した文書を雇用契約前に示し、学校長が説明責任を果たすよう徹底すること。
- (2) 「会計年度任用職員」の雇用契約の期間は「35週間」を上限とせず、各学校園で必要な授業日数もしくは勤務日数とすること。超過勤務が必要な場合は、超過勤務手当を支給すること。
- (3) 習熟等担当講師の賃金・一時金については、正規職員と同じ「2級」給料表に基づいて算出すること。
- (4) その他、「学校園に在籍する会計年度任用職員の任用条件等で、当事者職員が不利益を被ることが生じた場合は、直ちに労働条件等の改善に取り組むこと。

以上

2022年9月26日

資料請求

大阪市学校園教職員組合
臨時教職員部

- (1) 大阪市立の学校園に働く 2022 年 5 月 1 日現在の臨時教職員・学校園に所属する会計年度任用職員等の職名ごとの人数
- (2) 定数内講師の校種別人数 (2017 年度から 2021 年度の採用)
- (3) 教諭経験者特例、現職講師特例、講師経験者特例受験者の年齢別受験者数と年齢別合格人数 (2017 年度から 2021 年度の採用)
- (4) 2017 年度から 2021 年度の採用年度ごとの病欠者の人数
- (5) 2017 年度から 2021 年度の定数内講師の人数と期限満了以前の病欠・退職者の人数。

以上